

学習用端末利用の手引き

【家庭用】



東松山市立松山第二小学校

要保管 ※卒業するまで大切に保管してください

目 次

○学習用端末の利用について	-----	1
○学習用端末について	-----	1
○学習用端末の利用上の注意事項	-----	2
0 はじめにお読みいただきたいこと	-----	3
1 禁止事項	-----	3
2 制限事項	-----	4
3 注意事項	-----	4
4 情報モラルに関すること等	-----	5
5 よく質問される内容	-----	5
○各種設定の方法		
1 学習用端末を家庭内無線 LAN に接続する	-----	7
2 家庭にある機器でアカウントにログインする	-----	9
○学習用端末紛失・故障等の対応について	-----	16
○学習用端末貸出願	-----	17
○学習用端末 破損届・修理願	-----	18
○学習用端末 紛失届	-----	19

学習用端末の利用について

□■ 保護者のみなさまへ ■□

日頃より、松山第二小学校の教育活動にご理解・ご支援をいただきありがとうございます。

さて、東松山市では、国による GIGA スクール構想の実現に向けた取組の一環として、令和3年3月に、全ての小中学校に児童生徒一人一台の学習用端末を整備しました。現在学校では、子供たちの学力向上のために、この学習用端末を用いて、例えば、動画を視聴したり、一人一人に応じたペースでドリル学習に取り組んだりしながら教育活動を進めています。「GIGA スクール構想」の「GIGA」とは、「Global and Innovation Gateway for All」の頭文字をとったもので、子供たち一人ひとりに公正に個別最適化され、資質・能力を確実に育成できる教育 ICT 環境の実現をめざす国の施策です。

現在学校では、子供たちの学力向上のために、この学習用端末を用いて、例えば、動画を視聴したり、一人一人に応じたペースでドリル学習に取り組んだりしながら教育活動を進めています。松山第二小学校では、「すぐにでも」「どの教科でも」「誰にでも」活かせる1

人1台端末の活用を目指し、この「GIGAスクール構想」が、これまで本校で進めてきた ICT 教育を更に充実させるものと期待し、取り組んでまいります。

今後、家庭でも学習用端末を利用することが考えられます。この冊子は家庭での利用についてまとめたものです。ご一読いただき、家庭での利用の仕方についてお子様と確認をしていただくとともに、お子様に情報活用能力を育み、未来を生き抜く力を身に付けられるよう保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



学習用端末について

1 機種

ASUS Chromebook Flip C214MA-BU0029

2 主な導入ソフトウェア

- ・まなびポケット（スクールタクト、eboard（イーボード）、
みんなでプログラミング、Adobe Spark（アドビスパーク）
- ・eライブラリ

学習用端末の利用上の注意事項

学習用端末は、原則として、東松山市立松山第二小学校における授業において、学習効果を高めるために活用する情報機器です。さらに、非常変災等による臨時休業や学校から課された家庭学習（宿題）等に際し、必要に応じて貸し出しを行うものです。次世代を担う子供たちには情報を的確に収集・判断し、分かりやすく表現する力（情報活用能力）を身に付けてほしいと思います。そのためにも以下の事項を遵守し、ご家庭において学習用端末を適切に利用してください。

- ☐ 学習用端末は学習のツール（道具）として利用してください。学習以外での利用は禁止です。
- ☐ 学習用端末で SNS やネットゲーム・動画共有サイト(先生から許可されたもの以外)を利用してはいけません。
- ☐ パスワード（パスコード）は他人に教えないようにしてください。他人のID・パスワード（パスコード）でログインすると証拠が残ります。
- ☐ 利用時間及び利用内容については、学校で伝えられた約束を守ってください。
- ☐ カメラ撮影・動画撮影（スクリーンショットを含む）を行うときは、撮影される人の許可を得てください（他人の所有物を撮影する際も同様です）。
- ☐ 他人の画像・音声・動画・個人情報（名前、住所等）は、本人の同意にかかわらず送信・公開してはいけません。
- ☐ 他人との学習用端末の貸し借りはしないでください。

※ 盗難防止の自衛策を常に行ってください。盗難にあった場合には、担任へ報告してください。

〇 はじめにお読みいただきたいこと

(1) ネットワーク環境

東松山市では ASUS（エイスース）社製の Chromebook（クロームブック）を選定しました。この機種はインターネットが接続できる環境で利用する学習用端末です。本校では教室内・体育館に無線 LAN でインターネット接続環境を提供していますので、校内で利用することができます。

なお、校外においても、無線 LAN 接続環境があれば利用することができます。

(2) 学習用端末(Chromebook)の特徴

アプリケーションをインストールしてソフトウェアを使うのではなく、クラウドサービスを利用するため、シンプルな設計で、高いセキュリティがかかっています。また、軽量で、起動時にかかる時間が短くなっています。

(3) 学習用端末の充電について

ご家庭で充電する場合には、Type-C 端子の充電器をご用意ください。学校で使用する際に電池切れとなることがないように学習用端末の充電状況をよく確認しておいてください。

1 禁止事項

(1) 指定したアカウント以外での利用はできません。

(2) すでに設定されているソフトウェアを自分で削除してはいけません。

(3) 個人でソフトウェアを追加することはできません（禁止となっています）。

(4) 学習用端末以外の情報機器の学校への持ち込みは禁止です。

(5) 学習目的以外のサイトは利用できません。サーバーのログ情報を見ると「〇〇さんの学習用端末が〇時〇分〇秒に△△サイトにアクセスしていた」という情報がすべて残りますので、悪質な場合は利用停止となります。

(6) 他人の「ID・パスワード」を利用する行為は禁止します。

(7) 学習用端末は東松山市教育委員会の持ち物です。それを各個人に貸し出しています。無用なトラブルを防ぐためにも、友人に貸し出すことは禁止します。

2 制限事項

(1) パスワード（パスコード）の変更

パスワード（パスコード）は初めにお知らせしたものと変更をしないでください。
また、他人へ教えてはいけません。どうしても変更したい場合には、担任へ相談してください。

(2) パスワード（パスコード）忘れ

パスワード（パスコード）を忘れてしまった場合には、すみやかに担任へ申し出てください。

(3) 電子メール使用について

電子(WEB)メールは使えない設定となっています。

3 注意事項

(1) 学習用端末の貸出について

臨時休業時の学習や、家庭学習の課題に取り組むために、学習用端末を家庭で利用する場合には、巻末の「貸出願」を学校へ提出してください。

(2) 破損について

学習用端末は精密機械です。大切に取り扱いってください。学習用端末は防水ではありません。トイレやバスルームで使うと誤作動の原因となるだけでなく、水没等により使用できなくなることもあります。

万一破損や紛失等があった場合には、すぐに担任へ申し出るとともに巻末の「破損届・修理願」又は「紛失届」をコピーして必要事項を記入の上、学校へ提出してください。
東松山市教育委員会の補償に従い速やかに手続きをとります。

なお、修理に係る費用は原則保護者負担となります。

(3) 電源について

学習用端末本体の主電源は切らずに、ログアウトだけ必ず行ってください。

(4) 貸出用モバイルルーターについて

無線 LAN の環境がない家庭に対し、希望があればモバイルルーターの貸出を行います。使用する際には、ご家庭で SIM カードをご用意いただく必要があります。なお、SIM カードの購入費（通信費）は保護者負担となります。

4 情報モラルに関すること等

(1) インターネットやメール・SNS について

インターネットやメール・SNS の使い方には十分に注意してください。誤った使い方をすると他人を傷付けたり、自分が傷付けられたりする道具となってしまいます。

(2) 依存症について

今後、学校で提示された課題やプリント類を家庭学習の課題で出すことがあります。しかし、課題を深夜まで学習用端末を使い、インターネットに熱中するようではいけません。機器依存、ネット依存でお困りの場合には、遠慮なく担任へお申し出ください。その場合、保護者と相談の上、学習用端末の一時預かり等を検討いたします。

(3) 学習用端末に貼ってあるシールについて

児童（生徒）全員が同一機種を使用しますので、テープに書いてある番号で誰の学習用端末なのかを把握しています。学習用端末に貼ってあるシールは、はがさないでください。

5 よく質問される内容

Q1 学習用端末をすでに持っているのですが、これを学校で使っても良いですか？

A1 東松山市教育委員会より1人1台学習用端末が貸与されています。ネットワーク保護の観点から、持ち込まれた学習用端末等の情報機器は校内ネットワークに接続できない仕様となっています。そのため現在所有されている学習用端末等の持ち込みはできません。

Q2 卒業後はそのまま使ってもよいのですか？

A2 卒業または転出時には速やかに返却をお願いします。また、次の新入生が使いますので、丁寧に使ってください。作成したデータの削除もお願いいたします。

Q3 辞書は必要ですか？

A3 学習用端末を使ってインターネットに接続すれば、言葉の意味は調べられます。特に辞書は必要ないと思う児童生徒もいるでしょう。一方で、言葉を覚える観点から辞書は有効なツールです。辞書を引く習慣を身に付けておくのも望ましいことでしょう。

Q4 家庭で使用しているネットワークに接続できますか？

A4 家庭においては、無線 LAN 環境の設定を行えば利用が可能です。設定方法は7ページを参照してください。

Q5 補償制度はどうなっていますか？

A5 学習用端末は令和3年度のみ1年間はメーカーによる補償がありますが、その後の補償はありません。紛失や破損した場合は、すぐに担任へ申し出るとともに巻末の「破損届・修理願」又は、「紛失届」をコピーして必要事項を記入の上、提出してください。なお、令和3年度中でも故意又は重大な過失による破損に関しては補償の対象としないことがあります。その際にかかった費用は、保護者の負担となります。

Q6 学習用端末を持ち帰らなくても、家庭にある機器で同じことができますか？

A6 インターネットに接続ができれば、家庭にある機器で学習用端末と同じことができます。設定方法は、家庭にある機器で google のホームページにアクセスしていただき、ID・パスワードを入力していただきます。その際、使用後は必ずログアウトをしてください。詳細は9ページを参照してください。

各種設定の方法

1 学習用端末を家庭内無線 LAN に接続する

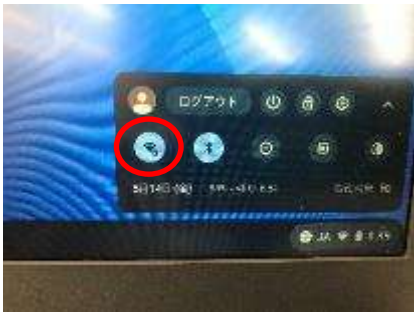
- 接続作業の前に、ご家庭の無線 LAN のルーター SSID と暗号キー（パスワード）をお調べください。（ルーターの本体に貼ってあることが多いです。）

① 画面右下の部分をつぶすか上へスワイプしてください。

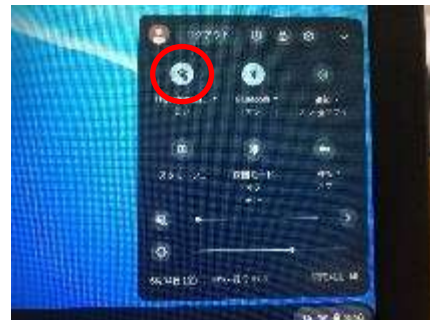


タップまたは上へスワイプ

② 開いたどちらかの画面上の  をタップしてください。



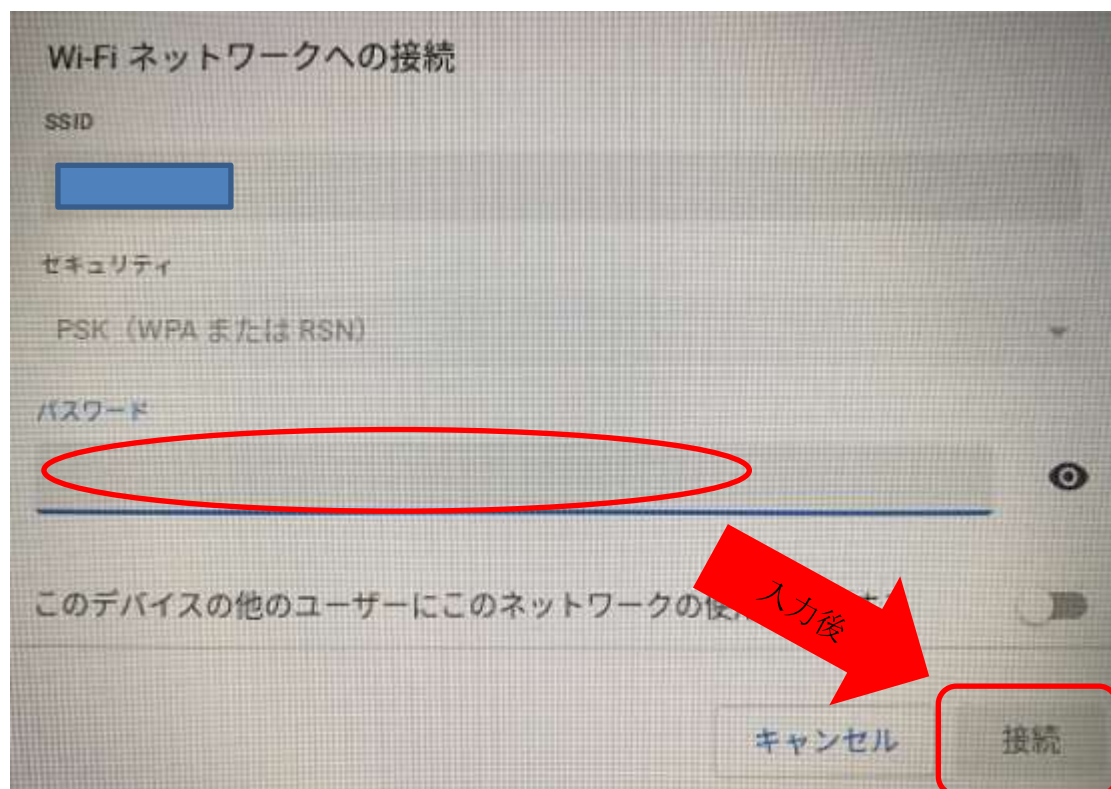
どちらかの
画面になり
ます



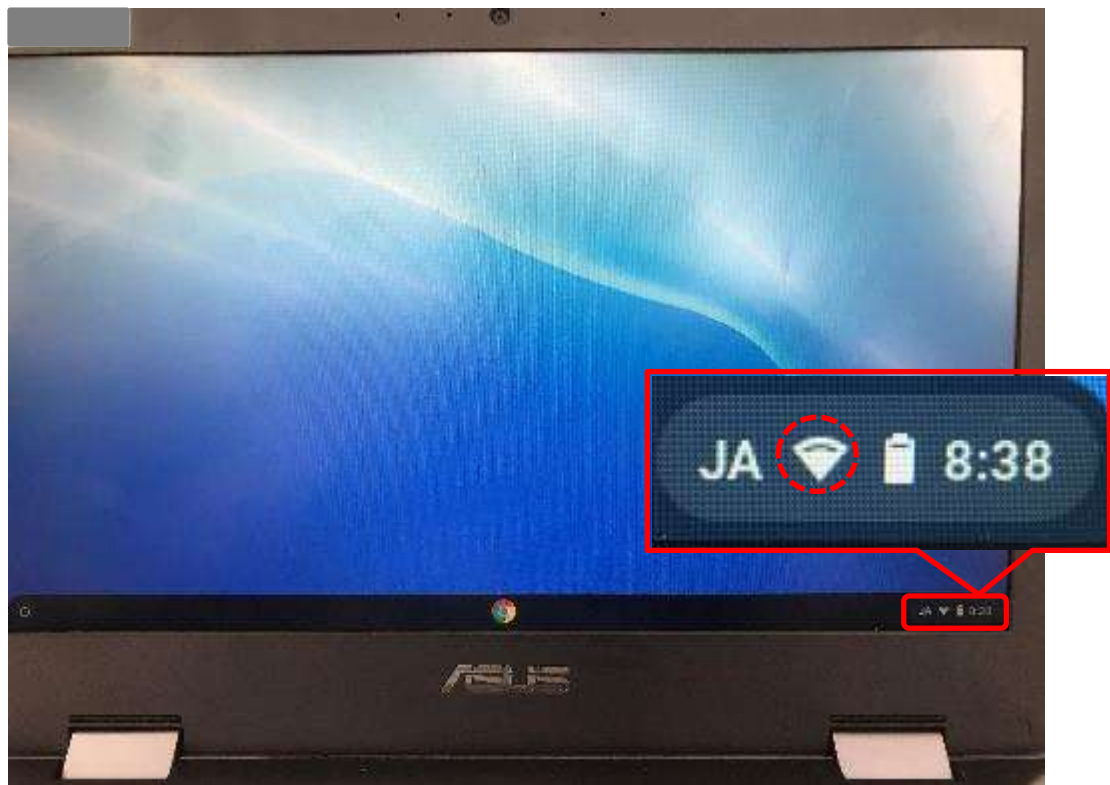
③ 端末が接続できる無線 LAN 一覧表が出てくるので、ご家庭の SSID をタップしてください。



④ パスワードを入力し接続ボタンをタップしてください。



⑤ 接続できていることを確認してください。



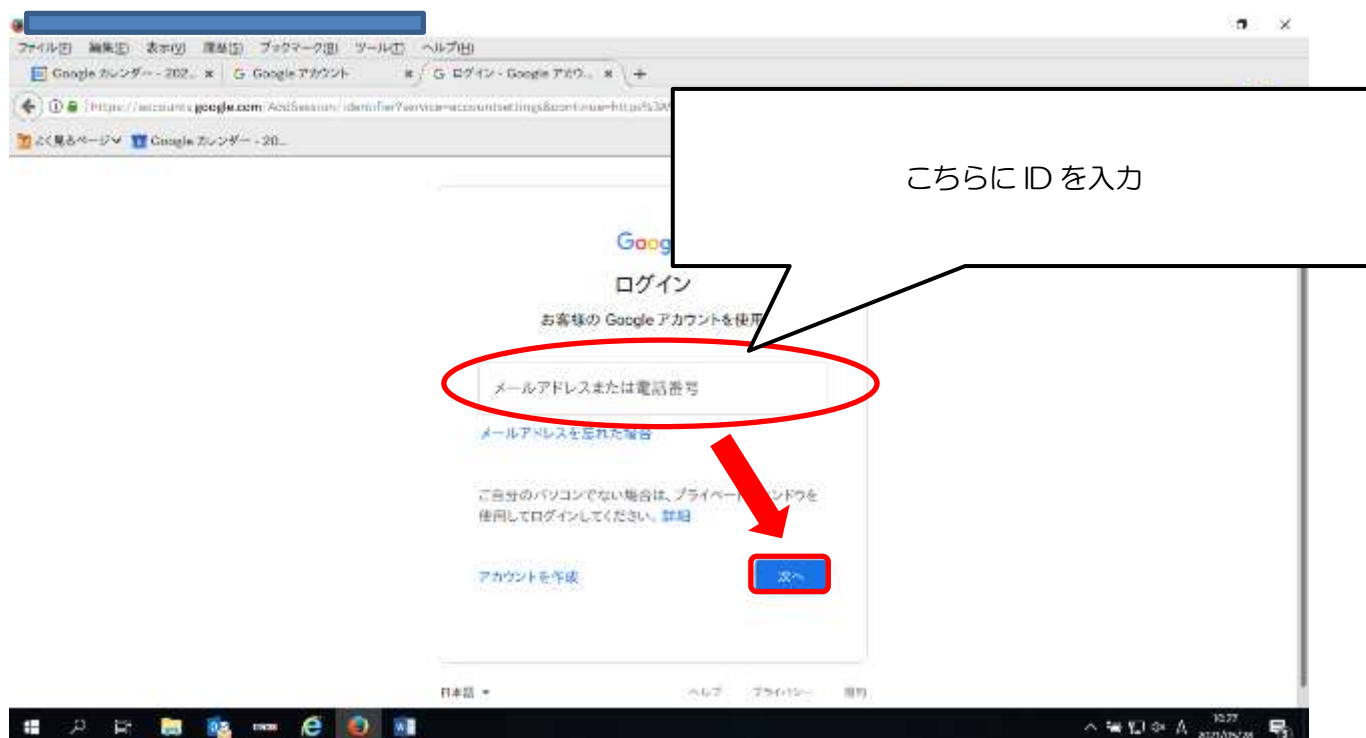
扇形のマークが白く塗られていれば接続できています。(すべて白になっていなくても大丈夫です。)

2 家庭にある機器でアカウントにログインする

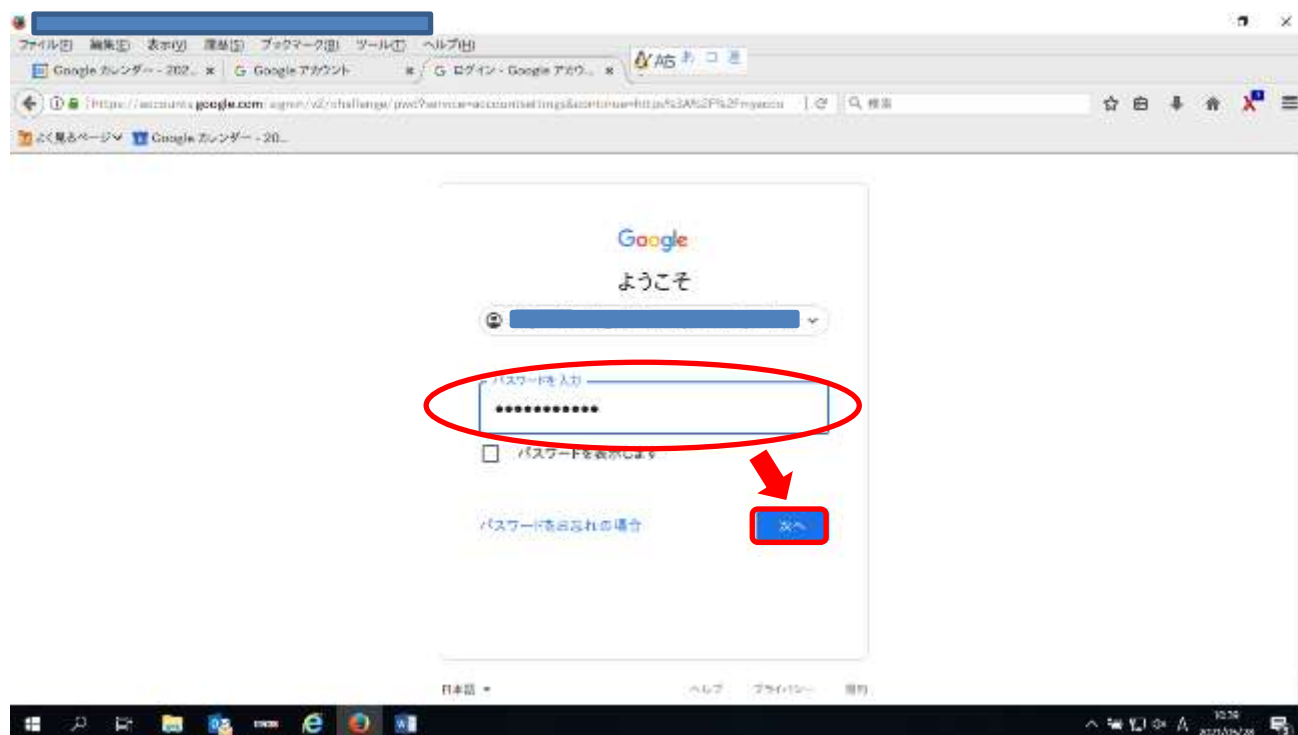
- ① インターネットブラウザ（インターネットエクスプローラーなど）を起動します。
- ② 「グーグルログイン」等と検索し、google のログイン画面のリンクをクリックまたはタップします。



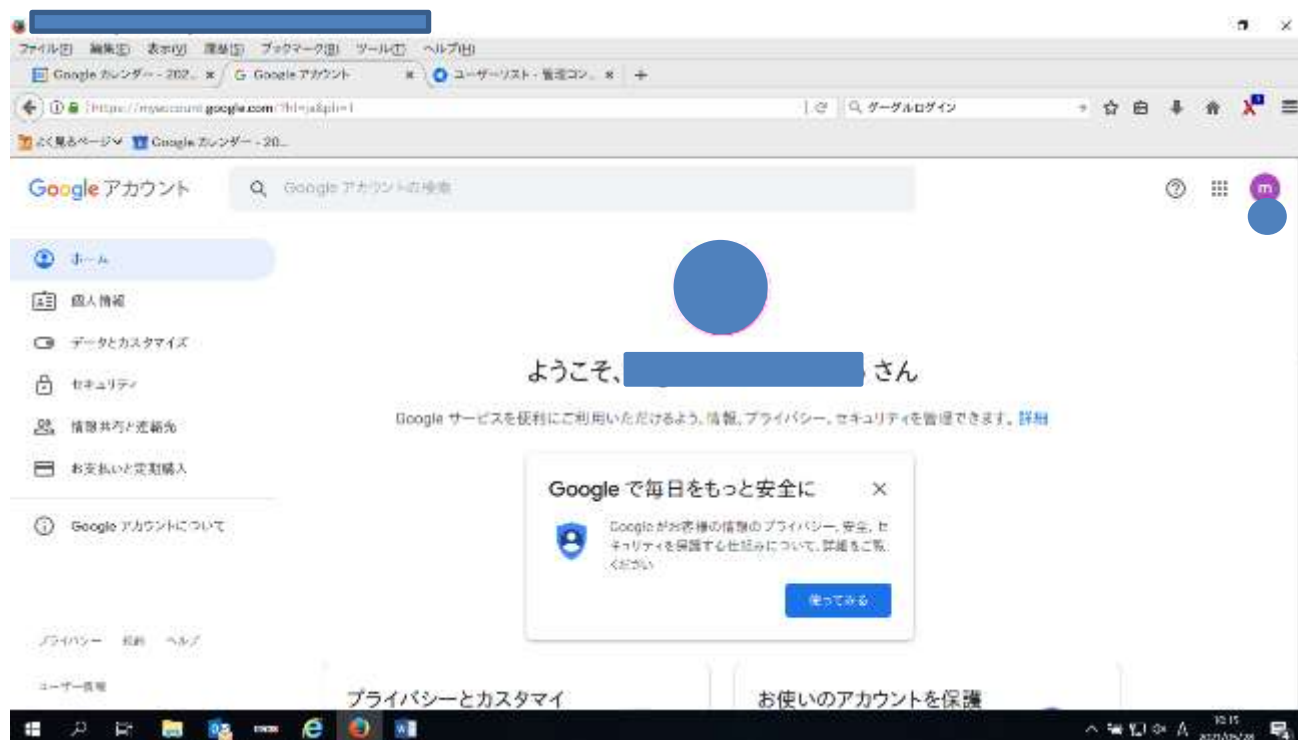
- ③ ログイン画面に ID を入力し「次へ」をクリックまたはタップします。
(この画面にならない場合は 1 2 ページをご覧ください。)



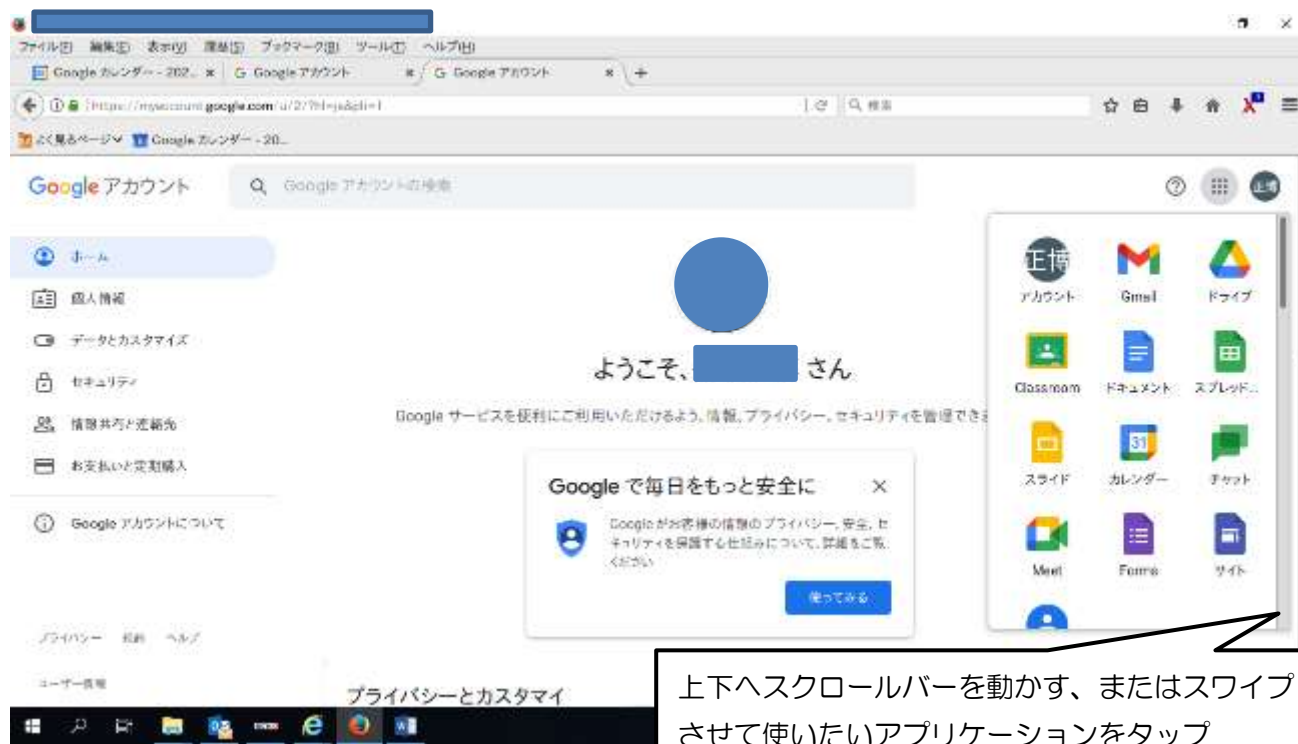
④ パスワードを入力し「次へ」をクリックまたはタップします。



⑤ ログインが完了するとこの画面となります。

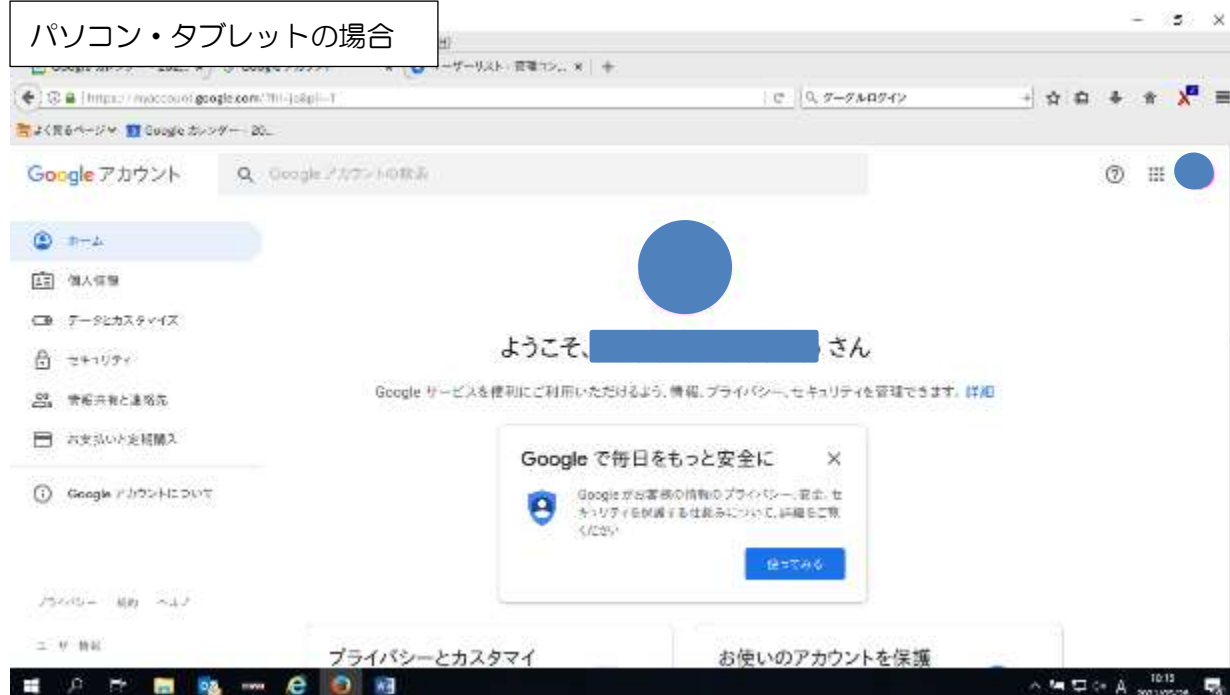


⑥ 画面右上メニュー  を押し、使いたいアプリケーションを起動します。

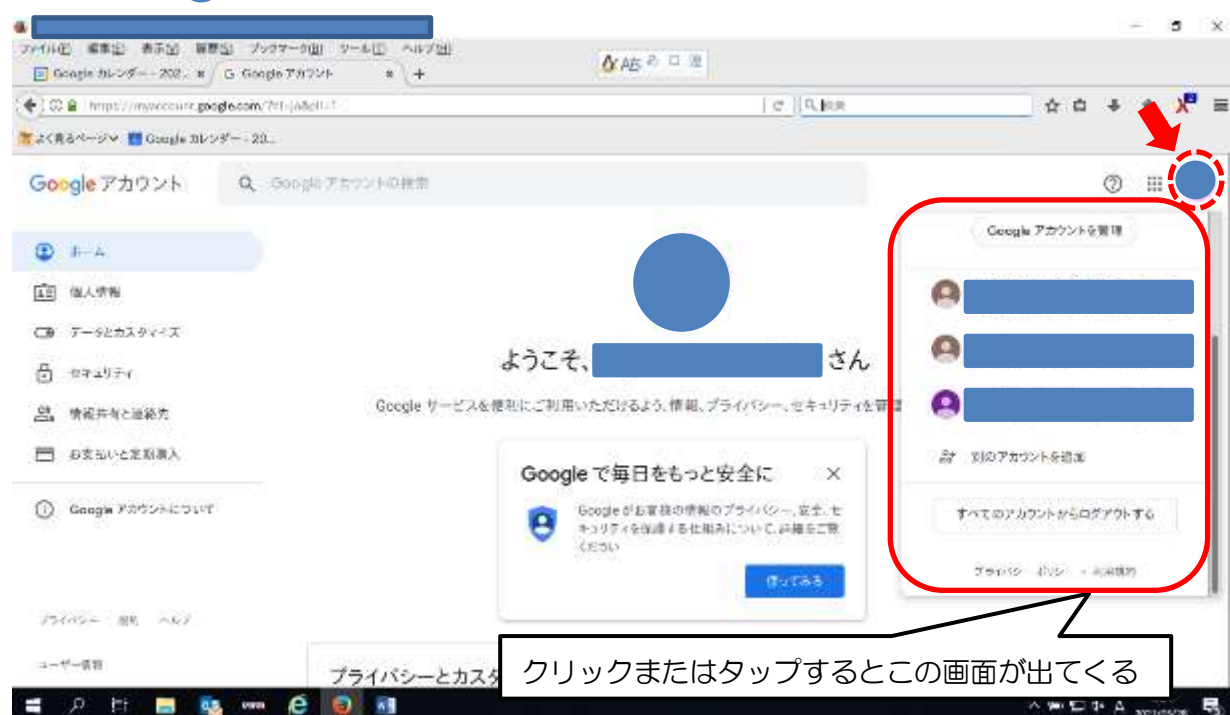


※注意 ご家庭内で他のアカウントでログインしている場合には、11ページ⑥の画面となります。（お使いの機種によっては違う場合があります。）

パソコン・タブレットの場合



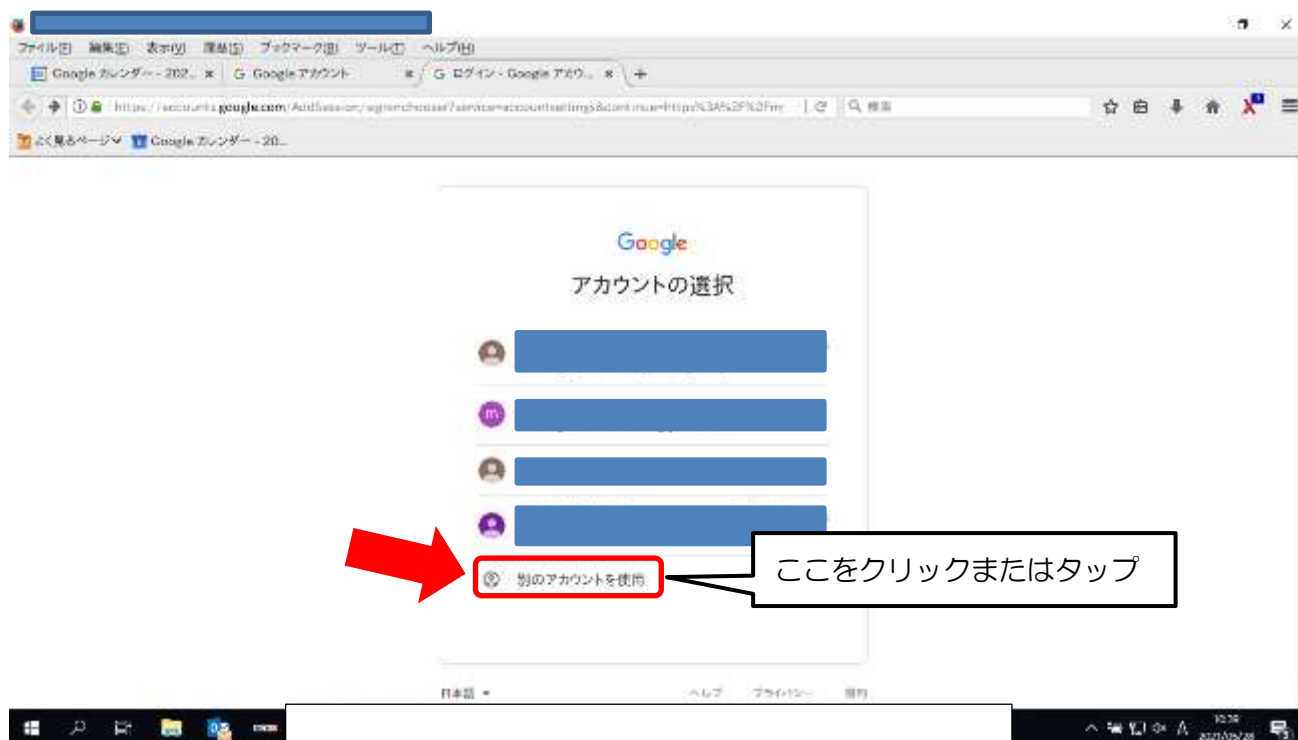
① 右上の●をクリックまたはタップし、アカウント管理画面を開きます。



② 「別のアカウントを追加」をクリックまたはタップしてください。



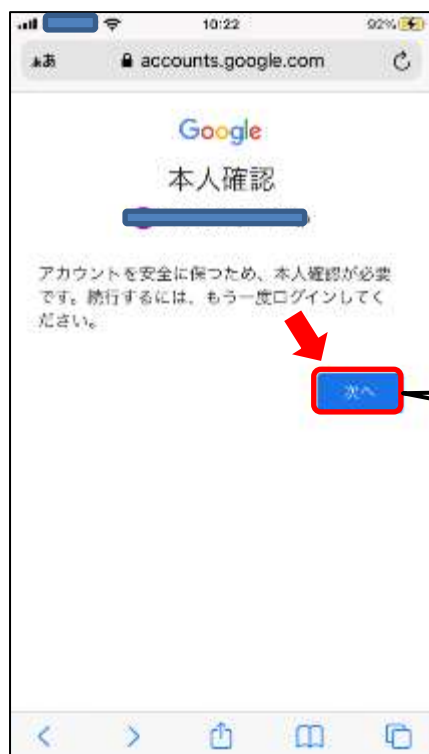
③ 「別のアカウントを使用」をクリックまたはタップしてください。



9ページ③の画面となります。

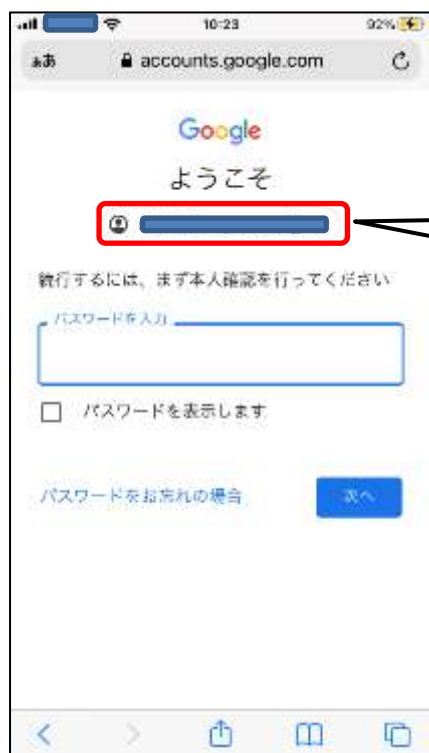
スマートフォン等の場合

- ① 本人確認画面が出るので、「次へ」をタップします。



ここをクリックまたはタップ

- ② 「ようこそ」の下部分をタップします。



ここをクリックまたはタップ

③ アカountの選択画面の「別のアカountを使用」をタップします。



9ページ③の画面となります。

学習用端末紛失・故障等の対応について

1 修理・破損対応

○学習用端末が破損したとき、以下の対応をお願いします。

- ① 本体と「破損届・修理願」をもって担任に提出、状況確認
- ② 担任と一緒に教頭へ、本体と「破損届・修理願」を提出
- ③ 修理中は交換品支給

※学校にある予備機で対応します。

2 紛失対応

○学習用端末を紛失したとき、緊急性が必要のため以下の対応をお願いします。

- ① 電話で、保護者 → 担任 → 教頭（校長）→ 学校教育課
- ② 「紛失届」を担任に提出、状況確認
- ③ 担任と一緒に教頭へ「紛失届」を提出
- ④ 学校にある予備機を利用

令和 年 月 日

東松山市立松山第二小学校
校長 様

年 組 番氏名

保 護 者 氏 名

学習用端末 No.

学習用端末 貸出願

下記の期間、学習用端末の貸出を希望いたします。使用に関しては、保護者の責任において行います。

記

1 貸出期間 令和 年 月 日 () から令和3年度末まで

東松山市立松山第二小学校
校長 様

年 組 番氏名

保 護 者 氏 名

学習用端末 No.

学習用端末 破損届・修理願

下記の理由により学習用端末を破損いたしましたので、お届けするとともに修理をお願いいたします。

記

1 破損日時 令和____年____月____日 (____)

2 場 所

3 破損内容

4 破損理由

※以下記入不要

学習用端末 No. _____

処理内容

破損箇所修理 ・ 部品交換 ・ 本体交換 ・ 他

令和 年 月 日

東松山市立松山第二小学校
校長 様

年 組 番氏名

保 護 者 氏 名

学習用端末 No.

学習用端末 紛失届

下記の理由により学習用端末を紛失いたしましたので、届け出いたします。

記

1 紛失日時 令和____年____月____日 (____)

2 場 所

3 紛失状況

4 今後気を付けること

※以下記入不要

学習用端末 No. _____

処理内容

本体交換 ・ 他



〒355-0002
東松山市大字東平519-1
東松山市立松山第二小学校
情報教育担当
TEL 0493-22-0247
FAX 0493-22-0318
令和7年7月 版